

第3回 枚方市国民保護協議会 議事録全編

と き 平成 18 年 11 月 17 日 (金)

午後 3 時 ~ 3 時 40 分

ところ 輝きプラザ きらら 7 階 大研修室

出席委員 30 名 (欠席 10 名) 傍聴者 14 名

1 開 会

司 会 定刻となりましたので、会議をはじめさせていただきます。私は枚方市危機管理部の高松と申します。本日の司会を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

まず、開会に先立ちましてご報告致します。本日は 12 名の方が傍聴者として来場されております。

次にマイクの取扱いについてご説明します。今回は議場にワイヤレスマイクをご用意させて頂いております。係りの者がマイクをお持ちしますので、ご発言の際は挙手願います。

なお本市では、市ホームページにおきまして、第 1 回、第 2 回枚方市国民保護協議会の議事録及び会議資料を公開する等、国民保護に関する情報公開に努めておりますのでお知らせ致します。

2 会 長 挨 拶

司 会 それでは、ただ今から「第 3 回枚方市国民保護協議会」を開催させていただきます。開会にあたりまして、枚方市国民保護協議会会長であります、枚方市中司市長からご挨拶申し上げます。よろしくお願い致します。

会 長 みなさんこんにちは。第 3 回枚方市国民保護協議会の開会にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。本日は大変お忙しい中を皆様にはご出席頂きまして、誠にありがとうございます。また日頃から防災や危機管理での行政の推進に何かとご支援ご協力を賜っておりますこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて北朝鮮が 7 月の弾道ミサイルの発射に続きまして、10 月の 9 日に核実験を強行したことにつきましては、世界の人々の平和の願いを踏みにじる暴挙でありまして、我が国のみならず世界に大きな衝撃を与えました。国では官邸対策室や消防庁の情報連絡室が設置をされまして、緊急連絡体制の確認など、初動体制がとられました。本市でも国、府からの情報収集を行って来たところでもあります。また非核宣言都市でつくる全国協議会の副会長といたしまして、今回の行為に対して、北朝鮮の政府に厳重な抗議を行ったところでもあります。こうした平和を脅かすテロ行為や紛争が世界で相次いでいることを受け、こうした事態に備えた計画の策定の重要性を痛感しているところでもあります。これまで委員の皆様とは情報を共有しつつ、ご意見を頂きながら計画の策定に向け協議会を開催してきたところでございますが、本日ははいよいよ本年度の最終の協議会となりました。9 月に実施いたしましたインターネットアンケートの集約や、大阪府との事前協議を踏まえて作成させて頂きました枚方市国民保護計画の答申案についてご審議頂くこととしております。非常に限られた時間ではございますが、どうかそれぞれの立場から忌憚のないご意見を頂きまして、市民の安全を守るために、委員の皆様のお力添えを賜りますようお願い致します。皆様の今後益々のご健勝とご活躍をお祈り申しまして、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。

司 会 ありがとうございます。

3 議 事 前 確 認 事 項

司 会 本日の会議は配布しております次第に基づき進めさせていただきますが、議事に入ります前に、まず資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料につきましては、会議開催通知とともに送付させて頂いたとおりとなっております。内訳は、本日の会議次第、資料1 11月17日現在の枚方市国民保護協議会委員名簿、資料2 枚方市国民保護計画(案)に対する市民意見等の募集結果について、資料3 枚方市国民保護計画(答申案)、資料4 枚方市国民保護計画(案)からの修正箇所の新旧対照表、資料5 枚方市国民保護計画(案)からの主な変更点、資料6 国民保護計画策定スケジュールとなっております。なお、これら事前にお配りしました資料の一部に記述の誤りがありましたことから、別紙の形で、資料正誤表を本日お配りさせて頂いております。資料に不備等がございましたら挙手にてお知らせ願います。よろしいでしょうか。

それでは議題に移らせて頂きたいと存じますが、枚方市国民保護協議会条例第4条第1項の規定により、国民保護協議会の議長は、協議会会長が務めると定められておりますので、本協議会の会長であります中司市長に議長をお願いしたいと思います。それでは市長よろしくお願いたします。

会 長 それでは枚方市国民保護協議会条例に基づきまして、私が会議の進行を務めさせていただきます。まず、委員の出席状況について、事務局に報告を求めます。

事務局 本協議会は、枚方市国民保護協議会条例第4条第2項の規定によりまして、会議の成立には過半数の委員の皆様のお出席が必要となります。委員総数40名の内、本日、29名の方にご出席を頂いておりますので、本協議会会議が有効に成立しておりますことを確認させていただきます。以上です。

会 長 次に委員の皆様にお諮りしたいことがございます。本協議会は前回の協議会において公開で行うこととしましたが、本日もそのようにさせて頂いてよろしいでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 それでは異議なしということで、公開とさせていただきます。

それでは次第に従い議事を進めてまいります。まず前回の協議会以降、異動等による委員変更がお一人ございます。この度新たに委員にご就任頂きました枚方警察署長の宮勝美様には、快くお引き受け頂きまして、心よりお礼申し上げます。どうぞよろしくお願致します。

委 員 宮でございます。どうぞよろしくお願致します。

4 議 題

会 長 それでは議題1、インターネットアンケートの集約について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議題1 インターネットアンケートの集約について説明させていただきます。インターネットアンケートですが、8月の第2回協議会で取りまとめさせて頂きました枚方市国民保護計画(案)を対象に行いました。期間ですが、9月1日金曜日から10月2日月曜日までの1ヶ月間で、公表方法は市のホームページに、計画(案)及び、計画(案)の概要版を掲載するとともに、危機管理部及び、香里ヶ丘、津田、北部の3支所には、アンケート募集要項、アンケート用紙、回収箱とともに、計画(案)及び、計画(案)の概要版の印刷物を置き、計画(案)の概要につきまして

は、点字版も作成し、配置をさせて頂きました。

意見ですが、回収箱・ファクシミリで、3名の方から6件、1団体から36件、合計42件のご意見を提出して頂きました。なお、意見提出用紙1枚を1件と数えておりますので、1枚の用紙に複数のご意見を頂いている場合がございます。

これらのアンケートの集約でございますが、協議会に対する意見についての協議会の考え方については、事務局でとりまとめたものを委員の皆様にも事前確認して頂くために送付させて頂き、その資料に対しまして委員の皆様から頂いたご意見を踏まえ、再度整理をさせて頂き、3点の修正を行っております。

また、市に対する意見についての市の考え方につきましては、枚方市国民保護計画策定会議においても、事前確認をさせて頂き、これらを取りまとめたものが資料2になっております。

ご意見を踏まえ、修正を行った3点ですが、まず1点目は、項番10の「自衛隊について」の意見に関連して、『国民保護法の定め自体が国際法違反なのではないかという意見なので、自衛隊の出動要請を避けるのか出動前提なのかで、実施要領は違って来るので、そのことについての政府の見解が知りたい。』というご意見を頂き、平成18年6月の国民保護法に関する政府国会答弁において、政府としての見解が示されていることから、【協議会の考え方】の最初に、ジュネーブ条約第1追加議定書に定める、軍民分離原則と国民保護法との関連についての一文を追加いたしました。

次に2点目ですが、項番13の「災害時要援護者の避難誘導について」の回答文に対し、『指示系統や担当部署がはっきり記されていないが、実施マニュアルには、関係機関との連絡調整を含め、具体的な手順が記されるのか』というご意見を頂き、【協議会の考え方】の末尾に「以上の具体的手順につきましては、実施マニュアルにおいて定めることとします」との文言を追加致しました。

3点目ですが、事前に確認頂いた資料の中で「その他の意見」としてまとめさせて頂いていたご意見に対して、全体的にご意見に対して説明をさせて頂くという形で整理をしておしております。

それでは資料2の説明をいたします。資料2に記載しておりますように、頂いた意見は非常に多岐にわたっておりますが、大きく三つに分類を致しました。

まず1つ目は、国民保護計画策定そのものに対する意見です。これにつきましては、国民保護法に基づく国民保護計画策定の趣旨について、回答させて頂いております。

2つ目は、計画の内容についての様々な質問や意見です。これらの中には、既に計画(案)に記載されているもの、また、表現の仕方に違いがあるものの、その内容がほぼ記載されているものもありますので、これにつきましては、計画(案)の中のどこに記載をさせて頂いているか、また法令・条例で規定されている場合はその条文を示し、説明をさせて頂いております。

3つ目は、市に対する質問や意見です。これにつきましては、項番17の「国際人道法をどのように周知しているのか」というご意見や、項番18の「協議会委員の選出について」のご意見等で、協議会として見解を示すことが適当でないと考えられるため、市としての考え方を示し、説明をさせて頂いております。

また、頂いたご意見を、計画(案)の中身として取り入れさせて頂いた部分が1ヶ所ございます。項番14の「住民に対する広報・啓発について」の黒丸を付している部分です。この修正の詳細につきましては、後ほど、議題2の「答申案について」の説明の中で触れさせて頂きます。

なお、枚方市国民保護計画(案)に対する意見等の募集結果につきましては、本日の協議会でご確認頂いた後、市ホームページ・市役所行政資料コーナーにて公表させて頂く予定としております。

以上で、インターネットアンケートの集約についての説明を終わります。

会 長 それでは、本件につきまして、ご意見等ございましたらご発言をお願い致します。

特にございませんでしょうか。そうしましたらこのインターネットアンケートの集計結果は協議会としてご確認頂いたということで、今後、市のホームページで公開させて頂くということによろしいでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 よろしいですね。それではそのような形で処置させて頂きます。続きまして議題2 枚方市国民保護計画(答申案)についてでございますが、この答申案につきましては、事務局説明の後、内容をご確認頂いた上で、今後正式な協議会答申として取り扱うこととしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、枚方市国民保護計画(答申案)につきましてご説明させていただきます。

8月の第2回協議会での計画(案)取りまとめ以降、インターネットアンケートの実施、市議会総務委員協議会への報告、それとあわせて大阪府と事前相談を行ってまいりました。それらのご意見等について、協議会委員の皆様のご意見も伺い、反映させたものを本日、枚方市国民保護計画(答申案)として、取りまとめさせて頂いたものです。

お手元の資料3が枚方市国民保護計画(答申案)そのものとなっています。計画(案)からの変更箇所について、その新旧対照表を資料4にまとめさせて頂いております。基本的な枠組みや内容といたしましては、大きく変わる点はなく、ほぼ、8月の計画案どおりになっているところでありますので、全体にわたる内容の説明につきましては省略させて頂きますのでよろしくお願ひいたします。計画(案)からの内容に関わる主な変更点を資料5に記載しておりますので、この資料5に基づきましてご説明をさせて頂きたいと思ひます。

まず、1点目の全般的事項にかかわるものとして、消防体制の違いに伴う修正を行いました。これは本市計画(案)のベースとなっている市町村国民保護計画(大阪府版基本モデル)の記述が市町村単独の消防を前提としたものになっており、本市においては隣の寝屋川市と「枚方寝屋川消防組合」を設立して消防事務を処理しているため、組合消防の記述に修正する必要があるものです。具体的には単独消防である場合には、消防職員に対する指揮権及び安全確保義務、危険物質等の取扱者に対する措置命令の権限が市町村長に属し、本市のような組合消防の場合には、市町村長ではなく「消防組合管理者」に属する点や、消防組合が他の市町村と同じく、一つの独立した行政主体としての扱いを受けるため、警報や避難指示の伝達先として、新たに「消防組合」を加える等の修正の必要があるものです。このため、「消防組合管理者」に属する部分についての修正と、警報や避難指示の伝達先に「消防組合」を加えるため、表現及び系統図の一連の修正をさせて頂いております。

次に2点目、第1編第5章の「市国民保護計画が対象とする事態」について修正をしております。答申案のページは26ページとなります。この章では、本市国民保護計画が対象とする事態は、国の基本指針、大阪府計画と同様、武力攻撃事態は4類型、緊急対処事態は4事態例とし、その後に展開される各事態の説明については、本市に該当しない『ダム』や『石油コンビナート』、『原子力施設』等を削除してまいりました。しかし、この章の構成が国の基本指針を移植する形で、国民保護計画が対象とする事態を全般的に記述したのものとなっていること、また『国民保護体制』

そのものが、どのような事態を対象としているのかについての理解を得る点でも重要なところであることから、本市に該当しない施設等についての記述そのものを削除せず、別の形で対処する必要が生じました。このため、本市に該当しない地域や事象で削除した部分を復活させた上で、26ページの上段、冒頭説明の最後に「(以下、本章における記述については、市の現状と必ずしも適合しないものを含む)」との概括的な但し書きを挿入する形で修正をさせて頂いております。

次に3点目、第3篇第1章第3節の「研修の実施」についてです。答申案のページは111ページとなります。ここは先ほど議題1でも説明がありましたが、インターネットアンケートに寄せられたご意見を踏まえた修正をさせて頂いているところです。インターネットアンケートの意見は、「本計画はジュネーブ条約と密接な関係にあり、批准国には国民周知の義務がある。必ず研修・広報・啓発の項目に『ジュネーブ条約』を加えるべきである」というものです。これを受けまして研修の記述に「ジュネーブ条約」を含む「国際人道法」という文言を明記するため、「国民保護措置の実施に必要な知識について研修を実施する」という表現の前に、「国民保護法制や国民保護計画、国際人道法など」を追加させて頂いております。

その他の変更点につきましては、法令の改正や、表現上の軽易な字句修正など大阪府との事前相談指摘事項等に伴う修正をさせて頂いております。

詳細の修正箇所や内容につきましては、[資料4](#)の新旧対照表のとおりです。

以上で議案2「枚方市国民保護計画(答申案)について」の説明を終わります。

会長 それでは、本件につきましてご質問ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

特にございませんね。それではご意見等がございませんので、枚方市国民保護計画(答申案)が確認され、今後本協議会の答申として取り扱うことについてご了承頂いたということによろしいでしょうか。

委員 異議なし

会長 ありがとうございます。異議なしということで、この答申案を本協議会の答申とさせて頂きます。

続きまして、議題3今後の策定スケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議題3「今後のスケジュール」についてご説明します。年度を通じての計画策定スケジュールにつきましては、お手許にあります[資料6](#)の通りですが、ここでは今回の協議会終了後の予定についてご説明します。

それでは説明に入ります。さきほどの議題におきましてご承認頂きました枚方市国民保護計画(答申案)につきましては、本協議会から市長に対して行う答申として、取り扱わせて頂きます。

そして、協議会からの答申を踏まえ、12月に開催を予定しております、庁内会議での協議の上、本市としての枚方市国民保護計画案として取りまとめしていく予定です。とりまとめられた同計画案は、来年1月から2月の間に行います大阪府知事との協議を経て、本市としての枚方市国民保護計画を策定する運びとなっています。また、同計画につきましては、国民保護法の規定に基づきまして、来年の3月議会本会議で報告させて頂く予定としております。

こうして策定されました同計画につきましては、各委員の皆さまに送付させて頂きます。

なお、平成18年度の協議会の会議は、今回が最終となりますが、計画策定後の平成19年度におきましても、国民保護に関する重要事項を引き続き審議して頂くことになっております。平成19年度の協議会におきましては、策定されました枚方市国民保護計画に基づきまして、具体的な実施手順などを定める「(仮称)実施マニュアル」等の作成にあたり、ご審議頂くこととなります。改めてご連絡等させて頂きますので、今後ともよろしくお願いいたしま

す。

以上で議題3「今後のスケジュール」の説明を終わります。

会 長 それでは本件につきましてご質問ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

委 員 これで協議会の答申は終わったわけですが、その後、庁内会議でさらに協議されるということですが、この庁内での協議といいますのは、出された答申に対して、さらに変更を加えるという性格のものなのでしょうか。

事務局 お答えいたします。ただいまの委員からのご質問についてですが、庁内での協議というのは、本日ご確認頂いた答申の内容に基づきまして、庁内的に最終的な確認を行うという意味合いのものでございまして、本日の答申内容について、再度修正を加えるというものではないということでございます。以上です。

委 員 わかりました。

会 長 他にございませんでしょうか。

それでは、今後の枚方市国民保護計画策定事務につきましては、先ほど事務局より説明がございましたように進めさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 ありがとうございます。それでは今後の枚方市国民保護計画策定事務につきましては、スケジュールに沿った形で進めさせていただきますのでよろしくをお願いします。

議事としてはこれで終了ですけれども、何か他にご意見や、ご感想でも結構ですが、ございませんでしょうか。

委 員 感想を一言申し上げたいと思います。ひとまずこれで計画の答申はできたわけですが、当初私が問題とした点は、まだすべて解決していないと思っています。第1回の協議会で私が申し上げたこと、例えば攻撃国出身の滞在者たちをどのように避難させるのかということについては、大阪府の方でもまだ決めていないということでした。勿論隔離して避難させることもできれば、一緒に避難させることもできるかもしれないが、何れにしても人権の問題を抱えているのであって、今後、避難実施マニュアルを作成する際に検討して頂くことになるんだろうと思います。

それから2つ目としましては、組織というものは計画がないと動きづらいので計画を作りますが、計画を作ったことによって、そこに書いていないことに対する危機対応をどのようにするのかという点が、また怪しくなってくるという側面もあると思います。それと計画という意味では、例えば地域防災計画なんかは、これは作られてから随分たつのに、災害の度に見直されている。この前も、津波警報が出ても、避難命令を出しても、避難が為されなかったという現実があるんです。その意味では、住民が計画通りに動くとは限らないので、柔軟な体制という考え方が必要になってくるんだろうと思います。そうしますと、自主防災組織とか防犯協議会とか自治会長とかそういった人たち、現場にいる人たちがこの計画で具体的にどう動くかということを検討していかなくてはいけない。おそらく計画にある「研修」を活用していくことになるんだろうと思いますが。

それと、3つ目の問題としまして、いよいよ避難実施マニュアルを作っていくわけですが、隣近所の人たちを誘って、近所の小学校の体育館に逃げるとようなイメージでは全くないということ、避難実施マニュアルを作る際の前提にしなければならない。鳥取県のある市は、避難行動を小規模、中規模、大規模と分けているわけですが、小規模で全市避難、中規模は鳥取県の東部全体、大規模は鳥取県全域の避難ということになっています。避難の規模ということについて、非常に大きな数値を見ている。ということは通常の自然災害時の避難のように、ちょっと2、3日近くの体育館に逃げればよいというタイプの避難を考えていては、避難マニュアルは作れないという

現実があるわけです。これら色々な課題を残しながら、来年度以降、避難実施マニュアルを作成していかなければならないと考えております。以上です。

会長 ありがとうございます。他にございませんか。

委員 私も感想を述べさせていただきます。現在、私は大阪市の国民保護協議会委員も担当しています。大阪市では明海大学外国語学部助教授の日野壽憲先生を招聘致しまして、ロンドンテロに関する講義を拝聴する機会が設けられました。日本人にとってイメージを抱きにくいことについて、ある程度理解することができたということで、かなり貴重な講義をして頂いたと思っています。そこで私は、日本においても適用できるような点はないかなと思いながら拝聴してたんですが、ロンドンの場合は、テロに対する住民体制が整っているということでした。やはりあちらではIRAによる爆弾テロが続いておりますので、市民全体に周知が徹底されているんですね。（国民保護計画のような）こういう計画だと、私たちも読むのが大変で、なかなか全ページを正確に理解しているか正直不安なのですが、これを先ほど先生もおっしゃっていたようにマニュアルにしていく時に、ロンドンの場合はこれを22ページくらいの小冊子に収めてあってですね、それを財布の中に入れてたり冷蔵庫の横にぶら下げてあったり、身近なものにしているんですね。そのように周知徹底がされている上に、テロ発生後一時間以内に、冷静に色々な連携プレーを取っていかなくてはいけないのですが、それが先のロンドンテロの場合はできたということなんですね。現実のところは、携帯電話もなかなか使えなかった事態とかもあったようですが、ロンドンテロでは警察が主になって対応していて、軍の存在はありませんでしたので、その点で、日本では警察と消防、それから自衛隊の連携がどのようになるのか、これが非常にイメージがしにくい部分だと思います。一般市民からは、国民保護法の理念について非常に不明瞭な部分があったゆえに、戦中のように、市民が間違った方向に参画しなければならないのではないかという懸念が出てきてしまう。しかし現実はずいぶん、ロンドンテロそれからスペインマドリッドテロが起こっておりますし、私たちもどのような状況に陥るか分からないということで、実際に重要なのは市民の行動だと思います。市民が明確に安全に分かりやすく状況を把握できるような体制作りをお願いしたいと思います。計画を具体化していくという作業は非常に難しいと思いますが、最も大切なことだと思いますので、頑張ってくださいと思います。以上です。

委員 お二人の先生の話で尽きている部分もあるかと思いますが、実施マニュアルを作成するにあたって、私はコミュニティですから、現場を預かっておるわけですし、理念的の部分については計画で処理できるわけですが、いよいよこれから実施マニュアルを作成しなければならないという時に、理屈ではこうなるけれども、現場がどのように対応できるのかという辺りをですね、現場の声、特に枚方の場合は45小学校区それぞれにコミュニティがあるわけですが、コミュニティそれぞれに事情が異なっておりまして、なかなか一律でこのようにしよう、という風にはいかないだろうなという気もしますが、この点はこれから実施マニュアルを作っていく中で非常に重要になってくると思いますので、みなさんの状況や声に耳を傾けながら作業にとりかかってほしいと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。それではただいまそれぞれの委員から頂いたご意見につきましては、今後の作業を進めていく上での視点と受け止めさせていただきますがよろしいでしょうか。それでは本日はいろいろとご審議頂き、ありがとうございます。協議会の委員の皆様には、第一回の協議会以来、これまでおよそ半年をかけて計画の内容についてご審議頂いたところですが、本日協議会として答申を取りまとめて

頂いたことを持ちまして、ひとまずの区切りを迎えることができたと考えております。改めてあつく御礼申し上げます。本当にありがとうございました。これで市国民保護計画体制の基本をなす計画につきましては、ひとまずその内容を固めることができたわけですが、今後は、実施マニュアルの作成等、体制をより実効性のあるものにしていくための取組みを進めていく必要があります。本市としましては、ただいま頂戴したご意見等を真摯に受け止めながら、引き続き作業を進めて参る所存ですので、委員の皆様には今後ともご協力を頂きますよう、よろしくお願いいたします。それではこれで終わりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

5 閉 会

司 会 それでは以上を持ちまして、「第三回枚方市国民保護協議会」は閉会とさせていただきます。なお、本日送迎バスで来られました委員の皆様にお知らせします。バスの出発時間は、これよりおよそ 20 分後の 16 時となります。こちらの会場にお越しになった際に下車された場所にてバスにご乗車頂きますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。